

平成28年第2回玄海町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成28年10月3日（月曜日）								
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場								
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成28年10月7日午前10時00分			議 長	上 田 利 治 君			
	閉 会	平成28年10月7日午後0時6分			議 長	上 田 利 治 君			
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 11名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名		出 席 等の別	議席 番号	氏 名		出 席 等の別	
	1	井 上 正 旦 君		○	2	山 口 定 君		○	
	3	脇 山 奉 文 君		○	4	池 田 道 夫 君		○	
	5	脇 山 伸 太 郎 君		○	6	友 田 国 弘 君		○	
	7	中 山 昭 和 君		○	8	古 舘 義 純 君		○	
	9	欠 番			10	岩 下 孝 嗣 君		○	
	11	藤 浦 皓 君		○	12	上 田 利 治 君		○	
	会議録署名議員	11 番 藤 浦 皓 君			10 番 岩 下 孝 嗣 君				
	地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	岸 本 英 雄 君			副 町 長	鬼 木 茂 信 君		
		教 育 長	小 柳 勉 君			会 計 管 理 者	小 山 康 人 君		
		管 理 統 括 監	西 立 也 君			政 策 統 括 監	池 田 正 彦 君		
		総 務 課 長	綾 部 保 基 君			財 政 企 画 課 長	杉 谷 裕 子 君		
税 務 課 長		井 上 新 吾 君			住 民 福 祉 課 長	中 山 昇 洋 君			
保 健 介 護 課 長		寺 田 美 由 妃 君			産 業 振 興 課 長	山 口 清 二 君			
ま ち づ くり 課 長		松 本 恵 一 君			教 育 課 長	中 村 大 輔 君			
職務のために議 場に出席した者 の氏名		事 務 局 長		脇 山 和 彦		議 会 事 務 局 係 長		熊 本 秀 樹	

平成28年第2回玄海町議会臨時会議事日程（第2号）

平成28年10月7日 午前10時開議

日程1 議案第62号 玄海町使用済核燃料税条例の制定について

午前10時 開議

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって、御了承方お願いいたします。

日程1 議案第62号 玄海町使用済核燃料税条例の制定について

○議長（上田利治君）

日程1. 議案第62号 玄海町使用済核燃料税条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、3日の会議において提案理由の説明を受け、地方税法第731条第3項の規定に基づき、特定納税義務者である九州電力株式会社に対し意見を求めたところ、お手元に配付しておりますとおり意見書が提出されましたので、御報告いたします。

ここでお諮りいたします。本件につきましては、予算特別委員会に付託して審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、議案第62号 玄海町使用済核燃料税条例の制定については、予算特別委員会に付託して審議することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時1分 休憩

午後0時 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第62号 玄海町使用済核燃料税条例の制定につきましては、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、中山昭和君。

○予算特別委員長（中山昭和君）

御報告いたします。

予算特別委員会に付託を受けておりました議案第62号 玄海町使用済核燃料税条例の制定につきましては、慎重審議の結果、賛成多数をもって可決されましたので、ここに御報告申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の申し出がっておりますので、発言を許可します。11番藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

ただいま上程されている議案第62号 玄海町使用済核燃料税条例の制定についてということについて、反対の立場から討論を行います。

さっきまで委員会においていろいろ議論がなされましたけれども、やはりこの中で私が一番こだわって申し上げたいのは、今の原子力問題の情勢。全国的な傾向の中で、やっぱり原発は怖い、何となく不安が出てくると、そういう状況の中で、この玄海町で原子力発電所と共生を図るといようなことが言われている。これでは私は地域住民としても納得できないんじゃないか。金と命の関係、金さえもらえば、どんなことがあっても、それは打ち消せるんだと、そういう意味に私は感じられてなりません。やはりもっともっと深く社会的倫理、人間的な倫理、そういうものは全く感じられない。これでは、これからの原子力行政に対しても、やっぱり落ち度を招きかねない。どういう事態が起こるかわからない。これは国の立場、あるいは規制委員会の姿勢、そしてまた、電気事業者におかれても、ただ、事故は起きないようにするという言葉だけの問題では信頼できるものではありません。その辺のところをもっともっと深く詰めて、やっぱり国民の安全をどうして保っていくのか、そういう点をしっかりと考えながら取り組んでいくべきじゃないかと思います。その点が欠落していると

いうふうに私は思います。

したがって、この案件については反対の立場を表明して討論を終わります。

○議長（上田利治君）

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第62号 玄海町使用済核燃料税条例の制定については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立多数と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成28年第2回玄海町議会臨時会は、これにて閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時6分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員